

されしかば、直家快悦し侍りて、又四老を呼、秀吉卿より使札之趣を委く談合しつ、即輝元に對し敵の色を可立行を相謀りけり、

〔岩淵夜話〕一權現様關東御入國の節、夫までは、四ヶ國の御領地にて、御代官被仰付置たる面々の儀、何れも一同に御役御免被遊、當分は伊奈熊藏只壹人に、關八州の御代官を可被仰付と有之節、本多佐渡守被申上候は熊藏にて、關八州の御代官を只壹人と有之は如何に候、せめては、五三人計も被仰付、御尤と被申上候得とも、一同の御免と有之には、思召有ての事故、御承引不被遊、熊藏一人江被仰付候刻、熊藏に神文を致させ候様に、有之誓紙の前書を佐渡守書候へと仰付、硯を取寄いかゞ認可申と被相窺候へば、初ヶ條に、關八州を我物のごとく大切に可仕事と、御好みに付、其ごとく調へ、次のヶ條を被伺候へば、支配方下々の者に依怙仕間敷事と書せ候得と、被仰候に付、其通書付、三ヶ條目には、いかゞか、せ可申と被相伺候へば、最早其分にてよしとある御意に有之候と也、

〔常山紀談〕十二、東照宮景勝征伐の御時、小山にて石田兵を西國に起せる告を聞し、召前には景勝が勇將なるあり、西國は皆敵なりと人々驚きたりしに、花房助兵衛職之を召て、汝は近年佐竹が許に有て、義宣が心はよく知たらんか、る亂に二心有て、軍を出し、わが歸る道をや塞ぐべき、又義宣謀叛の志あるまじとならば、起請文を書いて我に見せよと仰せられしに、花房承り、義宣はきはめて信のあつき人に候へば、別の子細候まじ、只人心の反覆は父子の間も計りがたき事に候、起請文は御ゆるされを蒙るべしと申す、東照宮助兵衛は浮田が家の長臣と聞たりしに、器量の小さき男よとて、大息つかせ給ふ、花房かくと後に傳へ聞、われ起請文を書ならば、佐竹二心あらじと、軍兵の疑を散せん爲の仰なりしに、察せずして起請文を書ざりけるこそ口惜けれ、たとひ義宣軍を出したりとも、我何の罪の有べきと深く悔みけるとぞ、